

教育再生実行本部

次世代の学校指導体制実現部会
格差克服のための教育財源検討部会
成長戦略のための人材教育部会
学校・家庭・地域の教育力部会

第七次提言

平成28年11月30日

自由民主党

教育再生実行本部

○ はじめに

平成24年10月、わが党の安倍総裁は、総裁就任直後から、経済再生と教育再生を日本再生の要として位置づけ、直属機関として「教育再生実行本部」を発足させました。

人格の完成を目指し、国家及び社会の形成者を育成するという改正教育基本法の理念を踏まえ、政権奪還後の平成25年1月からは、「人造りは国造り」を基本とし、政権与党として責任を持って日本を建て直すため、教育再生を実行するための主要な課題について逐次検討を行っています。

教育再生実行本部では、これまで、①英語教育、理数教育、ICT教育を中心とした「成長戦略に資するグローバル人材育成部会提言」（平成25年4月）、②「平成の学制大改革」、「大学・入試の抜本改革」、「新入材確保法の制定」などを盛り込んだ「第二次提言」（平成25年5月）、③教科書検定の在り方特別部会の「議論の中間まとめ」（平成25年6月）、④教育再生推進法（仮称）の制定に向けてその骨格を示した「第三次提言」（平成26年4月）、⑤教育投資・財源特別部会の「中間取りまとめ」（平成26年8月）、⑥チーム学校の推進、高等教育の成長戦略などを盛り込んだ「第四次提言」（平成27年5月）、⑦必要な教育投資とそのための財源の在り方に関する「第五次提言」（平成27年5月）、⑧格差克服のための教育、教育環境整備、高等教育、特別支援教育に関する「第六次提言」（平成28年4月）を公表し、今後わが国が実行していく教育再生の方向性を示してきました。

更に本年10月、残された課題について重点的に検討を行うため、新たに「格差克服のための教育財源検討部会」、「成長戦略のための人材教育部会」、「次世代の学校指導体制実現部会」、「学校・家庭・地域の教育力部会」の4つの部会及びこれまでに公表された提言を検証する「提言検証特別部会」を設置し、計25回に及ぶ集中的な議論を進めてまいりました。

このたび、「次世代の学校指導体制実現部会」において提言をとりまとめました。また、「格差克服のための教育財源検討部会」、「成長戦略のための人材教育部会」及び「学校・家庭・地域の教育力部会」において中間取りまとめを行い、これらをまとめた「第七次提言」を公表するに至りました。

今後、政府・与党一丸となって、迅速かつ確実に実現させることを強く期待します。

なお、教育再生実行本部としては、引き続き、教育再生の実行のための検討を進め、更に、提言等を取りまとめてまいります。

平成28年11月30日

自由民主党 教育再生実行本部
本部長 櫻田 義孝

次世代の学校指導体制実現部会

主査 馳 浩

主査代理 池田 佳隆 宮川 典子 上野 通子

格差克服のための教育財源検討部会

主査 左藤 章

主査代理 石田 真敏 富岡 勉 中山 泰秀

山際 大志郎 中川 雅治

成長戦略のための人材教育部会

主査 山谷 えり子

主査代理 渡辺 博道 赤池 誠章 上野 通子

二之湯 武史 丸山 和也

学校・家庭・地域の教育力部会

主査 福井 照

主査代理 中根 一幸 石井 浩郎 上野 通子

「次世代の学校指導体制実現部会」提言

(主査：馳浩 主査代理：上野通子、宮川典子、池田佳隆)

次世代の学校にふさわしい指導体制を実現 ～「義務標準法」の改正～

- 日本の教育は、「知育・徳育・体育」をあわせた人間教育と、教師の長時間勤務を伴う献身的な努力により支えられてきた。日本の教育の良さを生かしつつ、教師の「働き方改革」を実現するためにも教職員定数の拡充が必要。その成果は、子供と向き合う時間の確保を通じ、学力格差の克服など、子供たちに還元されるもの。
- 義務標準法は、日本型教育の根幹として、教職員定数の確保と適正配置を通じ、義務教育の機会均等と水準の向上に寄与。一方、学校現場の抱える課題の深刻化を踏まえ、加配定数が占める割合が増加。
- これまで加配により恒常的に行われ「根雪」化した定数については、次期通常国会で義務標準法の改正による基礎定数化が必要。
- 特に、障害のある子供への通級指導については、希望しても指導を受けられない「通級待機」の問題が発生。外国にルーツがあり、日本語能力に課題のある子供も、全国の半数の自治体に存在するなど、国として責任ある対応が必要。これらについて、基礎定数化を通じた教職員定数の充実が必要。子供たちへの先行投資により、その効果は将来の経済・社会の発展として還元。「一億総活躍社会」の実現にも資するもの。
- 地方自治体が、見通しをもって教師の任免・研修・配置を計画的に進め、教師の「質」を継続的に高めるためには、「次世代の学校指導体制」を実現するための「計画」の策定が不可欠。

1. 教師が子供と向き合える指導体制の確立～「働き方改革」～

- 日本の義務教育は、国際的にもトップレベルの水準を維持。その要因として、教科指導にとどまらず「知育・徳育・体育」をバランス良くはぐくむ日本型教育が挙げられる。こうした「強み」を継続させる必要がある一方、教師の勤務実態に関する国内外の調査からも、教師の長時間勤務の問題が深刻化。教師の献身的な努力の一方、子供と向き合う時間が不足している日本の教育の姿は、持続可能性を考えると大きな課題。
- 学校の教育現場が抱える課題が複雑化・困難化し、教師への負担が増大している中、全ての問題を教師のみで解決することは困難という意見もある。こうした点について、既に、学校全体の業務改善に加え、教師以外が代替できる業務について、チーム学校の推進による専門人材の活用など学校、家庭、地域の教育力の充実に向けた支援策を推進。教員のメンタルヘルス対策についても一層取組を進めることが必要。
- 一方、こうした取組を進めたとしても、教師は、子供たちの教育にとって、引き続き、極めて大きな職責・役割を担うもの。グローバル化の進展や人工知能の飛躍的な進化などを変化を踏まえると、教育の在り方も「現状維持」の発想ではない。これからの時代を生き抜く上での資質・能力を子供たちに身に付けさせるためには、いわゆる「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善をはじめ、質の高い授業・個に応じた指導を一層進めることが不可欠。
- そのための基盤整備としても、教職員定数の拡充が必要。教師の「働き方改革」により、教師が、心身ともに健康を保持し、誇りや情熱を失うことなく、その使命と職責を遂行できる環境を整え、子供と向き合う時間を十分に確保することができれば、その成果は、「質」の高い教育や教育格差の解消という形で、子供たちに還元。

2. 義務標準法の改正による加配の基礎定数化

- 昭和 33 年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）が制定。教職員定数の確保と適正配置、国による財源保障を通じ、義務教育の機会均等と水準確保に寄与。
- 学校現場を取り巻く課題が深刻化する中で、加配が占める割合は年々増加し、現在は約 9 % 程度にまで増加。本来、「加配」は、各学校が抱える課題に応じて機動的に配置するためのものである一方、通級指導や外国人児童生徒等教育など恒常的な「加配」を前提として行われているものもあり、いわば「根雪」化している。
- こうした「根雪」化した加配については、義務標準法を改正することにより基礎定数化を行うことが必要。

3. 障害のある子供に対する「通級指導」

- 「通級指導」とは、発達障害や、比較的軽度の聴覚・視覚などの障害のある子供たちが、ほとんどの授業を通常学級で受けながら、障害による学習上・生活上の困難を改善・克服

するために受ける特別の指導のことであり、インクルーシブ教育システムの観点からも極めて重要。

- 通級指導は平成5年に制度化され、当初は難聴・言語障害への対応が中心であった。その後、平成18年度に学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）の子供が対象に加わったこともあり、通級指導を受ける子供の数はこの10年間で2.3倍となっている。
- 通級指導の成果については、自尊感情の向上や社会的スキルの向上など多面的に効果を上げている事例が多数。一方、一人一人の障害の状態が異なることから、ペーパーテストの学力など一律の基準で評価することは適切ではない。
- 一方、「通級指導」を希望しているものの受けることができない「通級待機」の問題も顕在化しており、担当する教員の定数を大幅に拡充することが必要。
- 通級指導を担当する教師の割合については地域間のバラ付きも指摘されている。その背景として、より多くの子供を受け入れるため、一人当たりの指導時間数を減らすことで対応するという弊害が生じている。これを解決するための一番の方法こそが基礎定数化であり、対象となる子供の数に応じて、一定割合で教師を配置することが必要。また、教師一人一人が発達障害等に関する正しい知識を習得し、子供たちへ適切に指導するとともに、保護者等に対して十分な説明を行い、理解を得る必要がある。こうした取組は、総じて「一億総活躍社会」の実現にも資するもの。

4. 日本語能力に課題のある子供に対する指導

- 入管法の改正による日系人の定住化や国際結婚の増加などを背景に、日本語に課題のある子供の数はこの10年で1.5倍になっている。また、日本語能力に課題がある子供の中には、日本生まれの子供や日本国籍を保有する子供などが増加。
- こうした子供たちが、学校教育を通じて我が国の社会に円滑に適応することや、経済・社会的に自立するために必要な知識・技能等を習得し、我が国と母国の架け橋となるグローバル人材として活躍することは、我が国の経済・社会の安定・発展にとって大きな意義。
- 実際、日本語能力に課題にある子供への指導について、日本語と教科を統合した「授業」を担う教師（教員免許を保有）と、教師を補助する母語を話せる支援員の参加により、例えば、こうした子供の割合が高い学校において、市独自の学力・学習状況調査の結果、外国にルーツのある子供を含む低学力層の学力が向上したなどの成果を上げている。
- 一方、外国にルーツのある子供については、地域間の偏在があり、特に工場立地により便益を受けている場合、教育に係る費用は企業や地方自治体が負担すべきとの意見もある。しかし、「義務教育の機会均等」を確保するのは国家の責務であり、地方自治体の財政力等によって左右されることがあってはならない。
- また、企業の協力についても、実際に外国人労働者を雇用しているのは大企業ではなく、下請けや派遣を中心とする中小企業が多くを占める（事業所規模では、30人未満が全体の約56%。500人以上は約4%）ことを十分に踏まえた対応が必要。
- 今後、「働き方改革」の一環として、外国人労働者の受入れ拡大についての議論がなされる場合には、それに伴う子女の教育の問題についても政策的に対応することが不可欠。

5. 「質」の向上につながる「次世代の学校指導体制」計画の策定

- 教育の「質」を上げるためには、単に教師の数を増やすだけでは解決できず、教師一人一人の指導力の向上や、指導方法の工夫などが必要なのは当然。一方、教育の「質」を上げるために、教師の「数」なくしては、より良い指導方法に基づく教育も実現できない。また、教師の「質」を向上するための研修を受けるためには、授業を代替する教員が確保できなければ、目の前にいる子供たちの教育の質が確保できない。
- 教師の「質」の向上については、教育再生実行本部第4次提言（チーム学校部会）なども踏まえた「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」が本年11月18日に成立。この法律は、教師の任命権者たる教育委員会が、資質向上に関する指標と研修計画を定め、資質向上に係る新たな体制が構築することを目指すもの。
- この法律の衆・参両院における附帯決議にも、「昨年六月に『教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する件』を全会一致で決議したことを踏まえ、教職員定数の計画的拡充に努めること」とされており、重く受け止める必要がある。
- 一方、任命権者である地方自治体にとって、教職員定数が何人に配置されるのかが不安定なままでは、教育の「質」に直結する、教師の計画的な任用・免職、研修、配置もままならない。
- 子供の数に応じて教師が配置される「基礎定数化」は、地方自治体の計画的・安定的な人事研修計画を支える手段。加えて、10年程度を見通した「次世代の学校指導体制」構築に向けた「計画」の策定こそが必要。

「格差克服のための教育財源検討部会」中間取りまとめ

(主査：左藤章 主査代理：石田真敏、富岡勉、中山泰秀、山際大志郎、中川雅治)

**教育投資は「未来への先行投資」であり、
成長戦略、格差対策、少子化対策**

教育投資

- 格差克服のための教育投資として、とりわけ、
 - ⇒ 幼児教育の無償化・質の向上【約 1 兆円（追加分）】
 - ⇒ 高等教育段階の教育費負担軽減【約 0.7 兆円（追加分）】は投資効果も大きい。幼児期から高等教育段階までの経済的負担の軽減、学校の教育力向上、家庭・地域への支援を総合的に推進する必要。

教育財源

- 教育投資のための財源は、わが国の租税負担率が低いことを踏まえ、国民的な理解を得て拡充する必要。将来的には消費税を中核としつつも、様々な選択肢を組み合わせることで教育財源を確保。無利子の教育国債（仮称）も新たな選択肢として更に検討。教育目的の寄附に対する顕彰制度はより手厚くする必要。

1. はじめに

- 教育投資は「未来への先行投資」であり成長戦略。社会に様々な便益（税収増、社会保障費抑制等¹⁾）をもたらす、公的にも収益は大きい。貧困等の事情により教育格差が生じることは社会的にも深刻な問題。
- 「格差克服のための教育部会」第一次提言においては、学校がすべての子供に基礎学力を保障する「学校の教育力向上」、切れ目のない教育費負担軽減を進める「経済的負担の軽減」、困難を抱える家庭に向き合い、寄り添う「家庭の教育力向上」、人や地域のつながり力を再生する「地域の教育力向上」の4つの方策を提示したが、その施策の実現に向けた財源の確保に早急に取り組む必要。

¹⁾ 大卒者と高卒者の一人当たり税収額は、大卒者の方が約 600 万円多く、大卒者と高卒者の一人当たりの失業給付額は、大卒者の方が、約 9,000 円少ない（文部科学省委託調査研究「平成 21 年度教育改革の推進のための総合的調査研究～我が国の教育投資の費用対効果分析の手法に関する調査研究～」株式会社三菱総合研究所（平成 22 年 3 月）を基に国立教育政策研究所にて試算。）

- しかしながら、わが国においては、未だに、諸外国と比較して教育投資に対する公財政支出は低い状況²であり、教育投資に対する国民の理解を得るべく、粘り強く議論を深める必要。
- 教育財源を国民全体で広く負担していく観点から、各種税制のみならず国債や民間資金の活用を含む様々な選択肢を組み合わせて財源を確保することについて更に検討を深める必要。

2. 格差克服のための教育への投資

- 格差克服のための教育投資としては、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形で経済的負担の軽減や学校の教育力の向上、家庭・地域での取組への支援等を総合的に推進する必要。そのために、追加的に必要な投資項目の中でも、とりわけ、

⇒ 幼児教育の無償化を一層進めることは、わが党の選挙公約。

所得階級別の子供の学力差が、6歳時点で既にみられるという実証的な研究結果が見られる。その一方で、「幼児教育段階」の施策については、その後における成績の向上や所得の増大、生活保護受給率の減少をもたらすなど、教育的・社会経済的効果を有するとの実証的な研究成果が得られており、その投資効果は大きく、また、少子化対策としての側面も有する。このことから、家庭の状況を問わず、3～5歳の全ての幼児が無償で質の高い教育を受けられる環境を整備するための施策を実現。

【約1兆円（追加分）】

⇒ 「高等教育段階」の施策については、卒業後に税金等の増加、失業給付の抑制等の投資効果がある。このことから、意欲と能力がありながら所得の低い世帯の学生等に対して、授業料と学生生活費の一部を支援するための施策を実現。

【約0.7兆円（追加分）】

これに加え、「高等学校段階」では、依然として大きい授業料以外の教育費負担の一層の軽減が必要。また、「義務教育段階」では、「公の性質」を有する私立中学校等に通う児童生徒への授業料負担の軽減が必要。

² わが国の国内総生産（GDP）に占める公財政支出の割合は、全教育段階において、3.8%（2011年）であり、OECD各国平均は、5.6%、デンマークは8.7%、イギリスは6.0%、韓国は5.0%（以上同）である。出典：「図表でみる教育 OECDインディケーター（2014年版）」

3. 教育投資のための財源

- 先進国では、公財政教育支出の高い国ほど租税負担も高いが、わが国の租税負担率は依然として諸外国と比較して低い³。「教育と財源の一体改革」の考え方に立ち、国民的な理解を得て教育投資を拡充していく必要。
当然ながら、その前提として、無駄を排除し、優先順位の高い事項から財源を充当していくことが重要。なお「教育の完全無償化」論については、財政上、また教育上の観点から、慎重に考えるべき。
- 教育投資に向けた財源については、「国の財源」及び「地方の財源」（各種税制、ふるさと納税等）、「その他の財源」（寄附、民間資金、休眠預金等）があるが、一つの財源で格差克服のための教育投資として必要なおおその金額を確保することは困難であり、様々な選択肢を組み合わせて財源を確保する必要。
- 税による財源確保策としては、その中核をなすべきものとして、将来的に消費税の見直しを検討する際には、教育をその用途として明確に位置付けることを継続して検討する必要。その際には、引き上げた税率分をどのような形で投資し、国民に還元するかという再分配についても、しっかりと提示する必要。
- 高所得者ほど税負担軽減が多くなる現在の所得税や個人住民税における各種控除の見直しや、所得税の累進度の強化により、税の再分配機能を回復し、格差克服のための教育投資に向けた財源とすることを検討する必要。
- 教育財源を一括して確保する観点からは、無利子の教育国債（仮称）も新たな選択肢の一つと考えられ、その実現可能性も含め法制面からも更に検討を深める必要。
- このほか、既存の税目に教育のための税率を上乗せしている国もあり⁴、こういった考え方も検討を深める必要。質の高い教育を受けた人材を雇用すれば企業も恩恵を受けられるという観点から、教育に対する企業からの貢献の形についても検討の余地がある。

³ わが国の租税負担率（対国民所得比）は、24.1%（2013年）であり、OECD諸国の中で27番目となっている。

出典：日本の財政関係資料（平成28年10月 財務省）

⁴ 例えば、中国、韓国、インドにおいては、各種の税目の税額に賦課するなどの形で教育財政の拡充に係る財源を確保している。

出典：平成26年度文部科学省委託調査「教育改革の総合的推進に関する調査研究～諸外国における教育財政に関する状況調査～」WIPジャパン株式会社（平成27年3月）

- 個人・企業・団体による寄附については、とりわけ、将来のわが国を担う子供たちへの教育目的の寄附に対して国として感謝し、顕彰する各種制度をより手厚くし、更なる教育振興への寄附につなげるべく検討を進め、寄附文化の醸成を図ることが必要⁵。

4 . おわりに

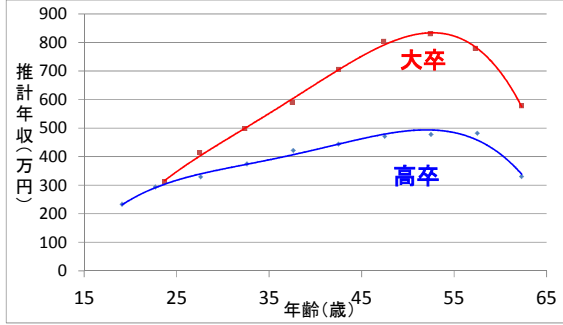
- 子供の人口が減少していくのであれば、教育への投資もそれに見合う形で収斂させるべきとの意見もある。しかしながら、今後の子供たちは、より少ない人数で経済成長を担っていかなければならないことから、その一人一人への投資をこれまで以上に進めていくことで、生産性を向上させる必要。
- また、例えば、家計から塾等に支出される経費など、格差が生じやすい学校教育以外で行われる教育活動も視野に入れた検討を更に進める必要。
- 格差克服のための教育投資のための財源は一朝一夕に確保できるものではないが、教育投資が成長戦略、格差対策、少子化対策であることが幅広い各層から認知されるよう、本部会としても引き続き検討。

⁵ 日本全体で子供の貧困対策を推進するための「子供の未来応援国民運動」の一環として、平成27年10月より「子供の未来応援基金」を（公財）日本財団に設置し、企業や個人からの寄附を募っているという例もある。この基金を基に、平成28年度では、様々な困難を抱える子供たちへの、学びの支援、居場所の提供・相談支援、衣食住など生活の支援等を行うNPO等に対して、支援を行っている。

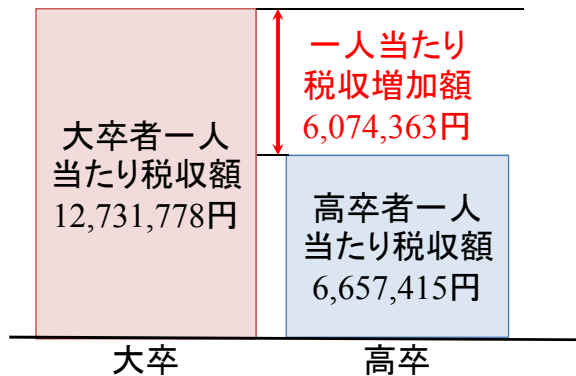
教育投資の費用対効果分析の試算例(高等教育)

① 税収増加関係

標準的大卒者・高卒者の年収推移(推計値)

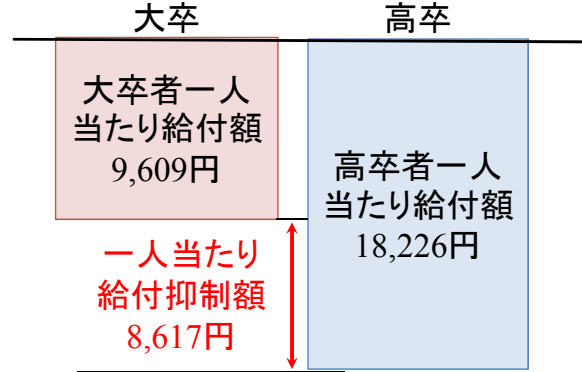


65歳までの所得・住民・消費税額を推計
(失業リスクを考慮・現在価値への割引済)



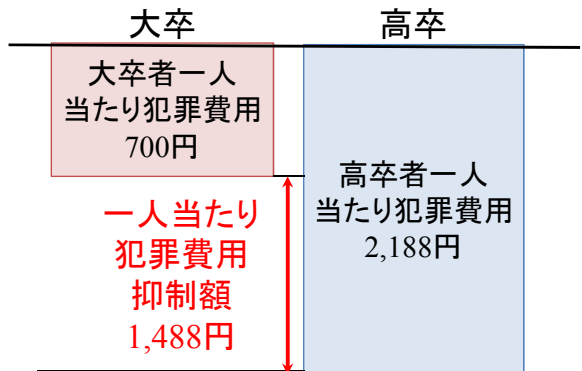
② 失業給付抑制関係

雇用保険の失業給付額を学歴別人口当たりに換算



③ 犯罪費用抑制関係

刑務所収容関係費用を学歴別人口当たりに換算



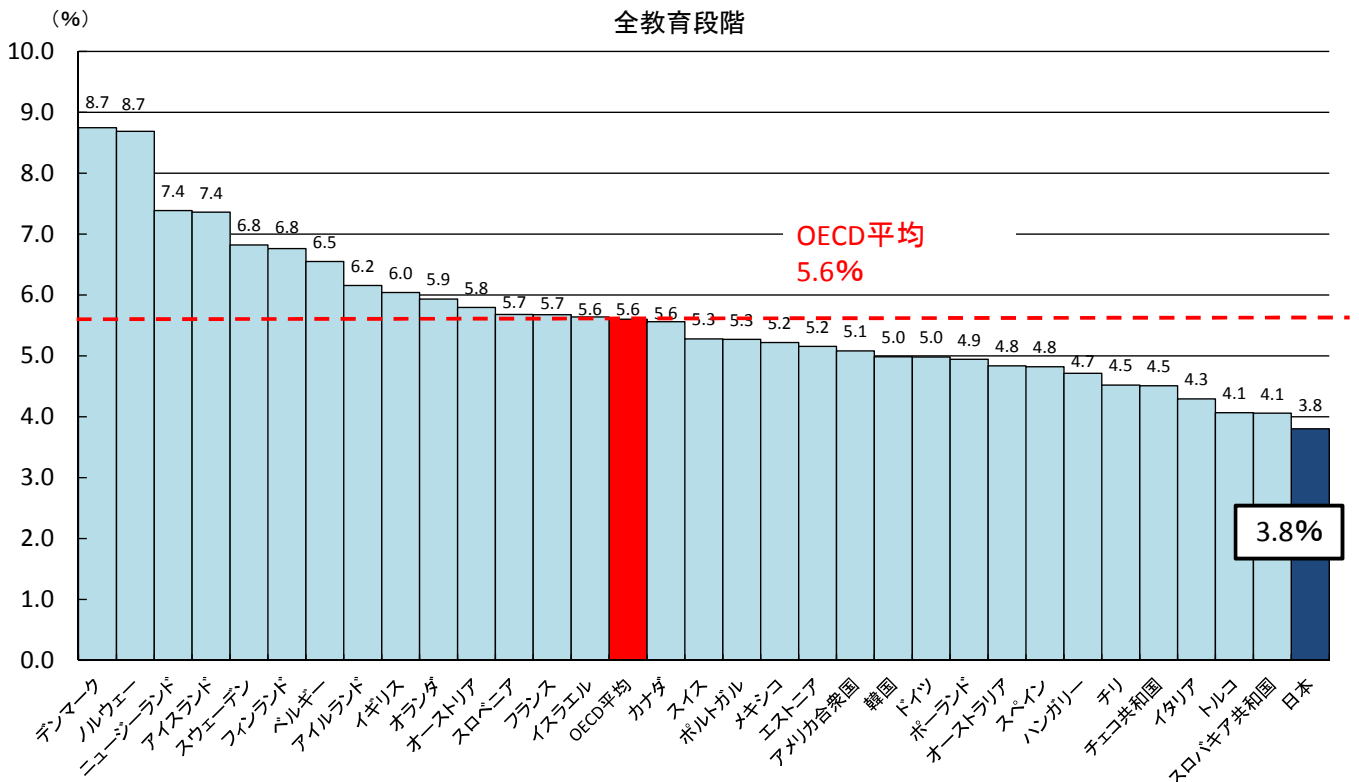
注 大卒には大学院修了者も含む。

注 文部科学省委託調査研究「平成21年度教育改革の推進のための総合的調査研究～我が国の教育投資の費用対効果分析の手法に関する調査研究～」

株式会社三菱総合研究所(平成22年3月)を基に国立教育政策研究所にて試算

※国立教育政策研究所提出資料より

公財政教育支出の対GDP比[機関補助+個人補助](2011年)

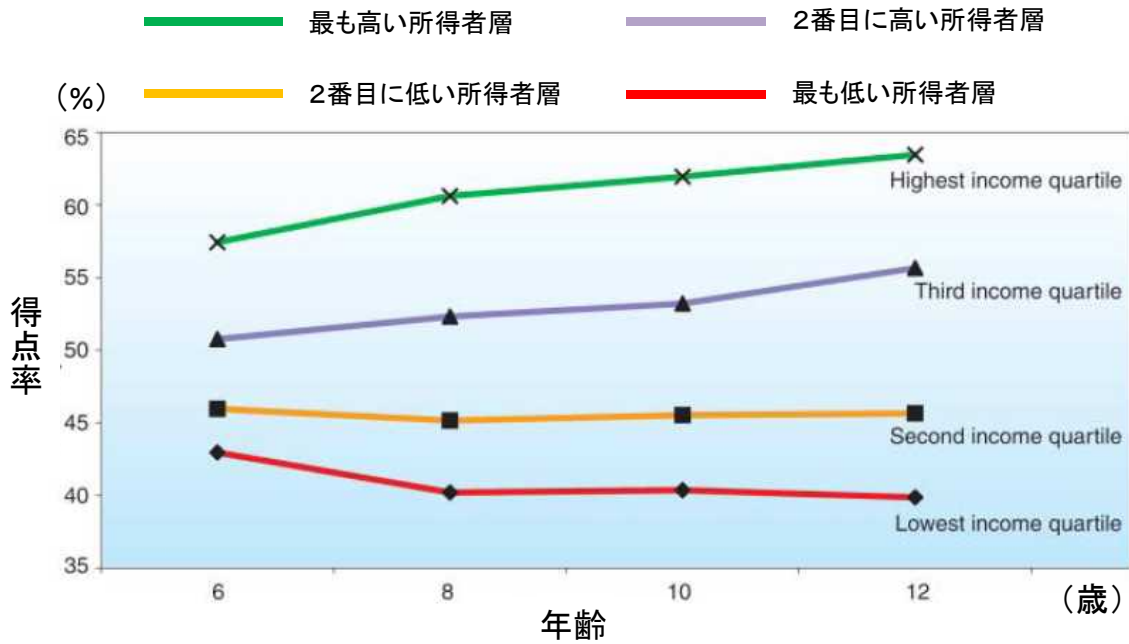


※OECD加盟国のうち、ギリシャ、ルクセンブルグを除く

※機関補助とは、教育機関への公財政支出を指す。一方、個人補助とは、奨学金等の家計・学生への公財政支出を指す。

(資料)「図表でみる教育 OECDインディケーター(2014年版)」表B4.1

所得階層別の算数の学力差

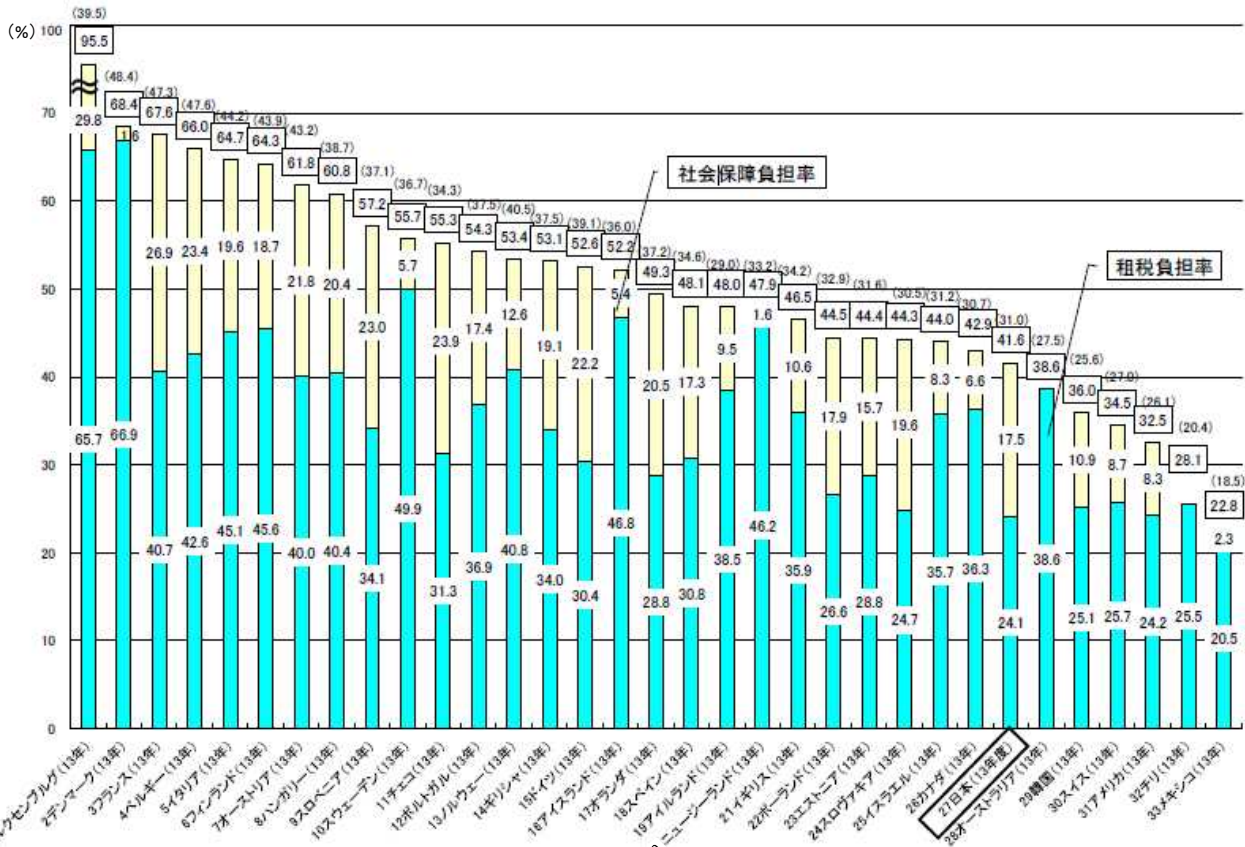


*Peabody Individual Achievement Test の算数の点数についての平均得点率。所得四分位階級は被験者(6~10歳までの子ども)の家庭の平均的な収入の算出。

©2004 The MIT Press*1

※教育再生実行本部「格差克服のための教育財源検討部会」大竹文雄氏提出資料をもとに作成

国民負担率(対国民所得比)の国際比較(OECD加盟33カ国)



(注1) OECD加盟国34カ国中33カ国の実績値。残る1カ国(トルコ)については、国民所得の計数が取れず、国民負担率(対国民所得比)が算出不能であるため掲載していない。

(注2) 括弧内の数字は、対GDP比の国民負担率。

(出典) 日本:内閣府「国民経済計算」等 諸外国:National Accounts (OECD) Revenue Statistics (OECD)

(出典) 財務省HP 財政関係基礎データ

「成長戦略のための人材教育部会」中間取りまとめ

(主査：山谷えり子 主査代理：渡辺博道、赤池誠章、上野通子、二之湯武史、丸山和也)

成長戦略の実現に向けた高等教育改革

●社会構造が劇的に変化し、グローバル化が急速に進む時代にあって、「人材育成こそが国力の源泉」という視点から、高等教育機関（特に大学・大学院）の一層の教育力向上やガバナンス強化を進めていく必要がある。特に、

- ・ 日本社会の中に新たな価値やサービスを生み出すイノベーション人材育成
- ・ 異なる文化的背景を持つ人々と協働し、正解のない問題の解決策を創出する力の育成を可能とするイノベーション教育の確立
- ・ グローバル化や社会ニーズの変化にスピード感を持って対応し、果敢にチャレンジできる大学ガバナンスの一層の推進
- ・ 国立大学法人運営費交付金や私学助成の確保とともに、大学側の努力をしっかり評価するインセンティブ予算の拡大

などの観点を踏まえ、最終取りまとめに向け、以下の5項目を更に深掘りし、具体化していく。

1. イノベーション人材育成の推進とそれを可能にするプラットフォームづくり
2. 大学ガバナンス強化を一層促す仕組みづくり
3. グローバル化時代を生き抜く基盤となるリベラルアーツ教育の充実
4. 産学連携による教育研究の強化と地方創生への貢献
5. OECD諸国並みの高等教育予算の財源確保

1. イノベーション人材育成の推進とそれを可能にするプラットフォームづくり

- イノベーション人材育成に向け、産業界や社会から求められる能力の育成について、大学が果たすべき役割は極めて大きい。現在、各省庁で民間との連携も図りながら高度に専門的な教育プログラムの開発が進められている。今後、分野を超えプログラム間の連携強化や好事例の共有を進めつつ、成長分野の人材育成のプラットフォームを政府に整備し、成長戦略への反映につなげていくべきである。そのための具体的な方策について今後更に具体的な議論を行う。

【未来の産業創造・社会変革に対応した人材育成】

- 特に喫緊の課題であるAI、IoT、ビッグデータ、セキュリティ分野における情報活用能力を備えた創造性に富んだ人材及びその基盤となる数理・データサイエンス等の人材を育成する。（情報技術人材の育成拠点、数理・データサイエンス教育研究拠点の形成）
- イノベーションが急速に進展し、技術が目まぐるしく進化する中、技術革新を社会実装につなげ、産業構造改革を促す工学教育改革を進める。

【成長分野を支える経営人材育成】

- 経営人材養成機能の一層の充実・強化を図るため、専門職大学院制度の見直し、産業界のニーズが高い分野についてのモデルとなる教育プログラムの開発、経営系専門職大学院の新たな認定制度の創設、修士課程等の専門職学位課程への移行促進、ビジネス・MOT分野におけるコアカリキュラム策定等に向けた検討を行う。

【サービス産業における人材育成】

- サービス産業に関する経営・マネージャー人材を育成するための大学によるプログラム開発を支援。大学と企業がコンソーシアムを組成し、サービス産業に特化した専門的、実践的な教育プログラムの開発を実施する。

【観光分野における人材育成】

- 観光MBAを観光庁・文部科学省の連携の下、大学院に設置し、観光経営を牽引するトップレベルの経営人材を育成する。また、地域の観光の中核を担う人材や実践的な観光人材を育成し、観光産業の国際競争力を高める。

【農業分野における人材育成】

- 今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成する。
 - ・ 農業大学の実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関への転換、農業高校と道府県農業大学校等の連携促進により、キャリアパスを明確化する。
 - ・ 各県において営農しながら本格的に経営を学ぶ場として「農業経営塾」の設置や、海外研修の充実を図り、農業者の視野を広げる。

【文化分野における人材育成】

- 文化資源の活用により「稼ぐ」ことができる人材の育成・確保に向け、アーティスト育成はもちろんのこと、学芸員や自治体の文化財担当者等への観光振興に関する研修等を充実するとともに、大学等と連携し、プロデューサーやアートマネジメント人材の育成に取り組む。

【スポーツ分野における人材育成】

- スポーツ団体の経営力向上に向け、各スポーツ団体、民間企業、教育機関等が連携し、スポーツ界内外の多様な人材を対象とした、専門的・実践的な育成及びマッチング機能を有する仕組みの構築を推進する。

2. 大学ガバナンス強化を一層促す仕組みづくり

- 大学改革実現の基盤として強固なガバナンスの確立が不可欠。
- 国は、新たな制度づくりや財政支援等を通じて、学長のリーダーシップによる以下のような教育研究や組織運営のマネジメント改革を支援する。併せて、国は、大学の連携・連合の強化や再編の推進に資する制度の改善にも取り組むべきである。
 - ・ 産業界、自治体、学生等のステークホルダーからの評価とその結果に係る情報発信の徹底

- ・大学の収益基盤の多様化（寄附、産業界との連携、ライセンス収入、大学スポーツ等）
- ・魅力ある授業実施に向け、外部の力も活用した教員の教育力の抜本的な向上のためのFD（ファカルティ・ディベロップメント）の徹底
- ・教員採用に当たっての教育力評価義務化、教員の評価における教育力の重視
- ・国立大学における学長選考会議による自律的で責任ある学長選考実施の促進

3. グローバル化時代を生き抜く基盤となるリベラルアーツ教育の充実

- 新たな価値を創造する力の基盤としてリベラルアーツ教育を充実する。国民として国家社会の発展に寄与しようとする意識、思考力や創造力、主体的に学ぶ力、他者を理解し思いやり協働する力、倫理観、リーダーシップ、英語によるコミュニケーション力やICT活用能力などグローバル化時代を生きる基盤となる人間力を育む。
- 国は、大学の優れた取組を重点的に支援し全国に普及する。
 - ・TA等を活用した、少人数の対話型授業・課題解決型授業、ワークショップ型教育の充実
 - ・リーダーシップ論などに関する大学院レベルの教養教育プログラムの開発

4. 産学連携による教育研究の強化と地方創生への貢献

- 今後はアカデミックな教育研究の高度化と実践的な職業教育の双方が重要であり、大学は、地域や社会の要請を敏感にとらえ、産学連携による機能強化を進めるべき。また、地方大学は地域の知の拠点として自治体のシンクタンク機能を担うべきである。
- 国は、大学の強み・特色を生かした取組への重点的支援を通じ、各大学にインセンティブを付与するとともに全国に普及する。
 - ・世界トップクラスの教員の招聘や柔軟な給与体系等により、新分野や価値を創造する大学の実現（指定国立大学法人制度、卓越大学院プログラム（仮称））
 - ・社会や産業界の要請を踏まえた実践的な職業教育の充実と新たな高等教育機関の制度化
 - ・インターンシップの単位化や中長期インターンシップの推進
 - ・学生の地方還流や地方定着促進のための大学間連携や地元企業でのインターンシップの推進
 - ・地域の強みを活かした産学官連携の強化による地方創生の核となる知の拠点形成
 - ・企業等から大学への投資を促進するための税制優遇措置の充実

5. OECD諸国並みの高等教育予算の財源確保

- これらの改革の実現に向けては、OECD諸国並みの高等教育予算の財源を確保することが必要である。「人材育成こそが国力の源泉」という視点から、国として「人」への投資を早急に進めていくことが重要である。

「学校・家庭・地域の教育力部会」中間取りまとめ

(主査：福井照 主査代理：中根一幸、石井浩郎、上野通子)

多くの人の眼差しを受けながら、多くの人から声をかけられながら、
お世話してくれる多くの人の姿を見ながら大きくなりたい

～誰ひとり見捨てない、誰ひとり忘れない～

～教育は、「共育」へ 子供たちをともに見守り、ともに育む社会の構築を目指して～

ひとりひとりの子供たちを、大人たちが学校、家庭、地域の様々な立場から
関心を持ち、見守り、そっと寄り添い、そっと声をかけて、「子供たちをともに
見守り、ともに育む社会」を構築し、教育を「共育」へと転換

- チーム学校の推進
- 学校と地域のシームレスな連携・協働
- 地域と協働した家庭教育支援の充実

1. 基本的な考え方

- 近年の社会状況の変化に伴い地域や家庭の教育力の低下が指摘され、学校の教育現場が抱える課題が複雑化・困難化し、教師への負担が増大している中で、学校教育の土台となる家庭、地域が担うべき役割とは何かを意識しつつ、学校、家庭、地域の教育力の充実に向けた施策の全国的な展開が不可欠。
- 社会総掛かりで貧困の連鎖を断ち切るためにも、教育と福祉部局との連携を強化し、学校をプラットフォームとして機能させていくことが求められている。
- 「子供たちをともに見守り、ともに育む社会」を構築し、教育を「共育」へと転換していくために、必要な財源を確保し、以下の施策に重点的に取り組むことを提唱。

2. 重点的に取り組むべき施策

1. チーム学校の推進

- 「チーム学校運営の推進等に関する法律案」の早期成立
- 学校と福祉をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置充実、教育にも福祉にも通じた人材の育成

2. 学校と地域の連携・協働

- 全国的に「コミュニティ・スクール」の取組を推進・加速
- 地域全体で子供の成長を支える「地域学校協働活動」を全国的に推進
- 全小学校区で放課後子供教室を推進、原則無料の学習支援（地域未来塾）を全国展開

3. 地域と協働した家庭教育支援の充実

- 「家庭教育支援チーム」の組織化の支援など、家庭教育支援を総合的に推進
- 生活習慣づくり“早寝早起き朝ごはん”の推進
- 図書館を活用した読書活動等、地域の教育資源を活用して困難を抱える親子を支援 等

「学校・家庭・地域の教育力部会」中間取りまとめ

多くの人の眼差しを受けながら、多くの人から声をかけられながら、
お世話してくれる多くの人の姿を見ながら大きくなりたい

～誰ひとり見捨てない、誰ひとり忘れない～
～教育は、「共育」へ 子供たちをともに見守り、ともに育む社会の構築を目指して～

1. 基本的な考え方

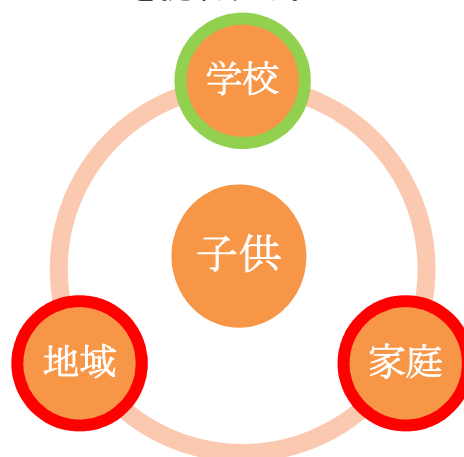
近年、核家族化の進展やひとり親世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化といった社会状況の変化に伴い家庭や地域の教育力の低下が指摘されているとともに、今後、女性活躍社会の実現に向けた取組の推進等を踏まえると、家庭や地域の教育力の充実に向けた支援の強化は急務である。

また、いじめ・不登校等への対応や子供の貧困の問題、障害のある児童生徒や外国人児童生徒の増加など、学校の教育現場が抱える課題が複雑化・困難化し、教師への負担が増大している中、学校のみでこうした課題を解決することは困難である。

一方、経済的な理由等により困難を抱えている家庭やその子供に対しては、福祉部局等関係機関やNPO等との連携を強化し、これまで取り組んできた様々な支援をより一層実効性のあるものとしていくことが必要であり、社会総掛かりで貧困の連鎖を断ち切るためにも、学校をプラットフォームとして機能させていくことが求められている。

こうした状況を踏まえると、学校教育の土台となる家庭、地域が担うべき役割とは何かを意識しつつ、必要な財源を確保し、「チーム学校」の推進はもちろんのこと、幅広い地域住民等の参画により子供たちの成長を支え地域を創生する「地域学校協働活動」の推進や、地域で家庭を支える「家庭教育支援チーム」の普及促進など、学校、家庭、地域の教育力の充実に向けた施策を全国的に展開していくことも必要不可欠である。

これらを通じ、ひとりひとりの子供たちをひとりひとりの大人たちが学校、家庭、地域の様々な立場から関心を持ち、見守り、そっと寄り添い、そっと声をかけて、未来を担う子供たちを社会全体で育む、「子供たちをともに見守り、ともに育む社会」を構築し、教育を「共育」へと転換していくことを提唱する。



2. 重点的に取り組むべき施策

1. 「チーム学校」の推進等

(1) 「チーム学校」の推進

- 「次世代の学校指導体制」の確立のために質・量とも十分な教職員を確保した上で、校長のリーダーシップの下、教職員が心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担しつつ、それぞれの専門性を十分に発揮する体制を整備するとともに、地域住民や関係団体・機関との連携・協働を促進するため、先の通常国会に提出した「チーム学校運営の推進等に関する法律案」（議員立法）の早期成立を目指す。また、これを踏まえ、政府において「チーム学校」の実現に向け、予算措置・法令改正の検討をさらに進める。
- 学校と福祉機関等が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、子供やその家庭が抱える問題を解決していく体制を整備するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置充実を図るとともに、学校の教職員の養成において、福祉機関等との連携・協働やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等との連携・分担について学ばせるなど、教育にも福祉にも通じた人材を育成する。
- 学校図書館は、子供にとって心の居場所となることも期待されており、開館時間の延長や魅力ある蔵書の整備などに向け、学校司書の配置を促進する。

(2) 学校を起点とした教育・福祉の包括的支援

- 虐待につながる恐れのある家庭の子供等に対し、教育と福祉の包括的な支援が就学前から切れ目なく行われるよう、教育、福祉等の関係機関やNPO法人等の関係者間でのシームレスな情報共有や協働促進が円滑に進むための枠組みの構築や、個人情報の取扱いの在り方についての検討を行うとともに、学校と関係者間のコーディネートを行うスクールソーシャルワーカーや教師の配置の促進等を行う。

2. 学校と地域の連携・協働

(1) コミュニティ・スクールの設置促進等による学校と地域の連携・協働の推進

- 地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図るため、全ての公立学校が「コミュニティ・スクール」（学校運営協議会を通じて保護者や地域住民等がその運営に参画する学校）となることを目指し、各教育委員会等の取組を一層推進・加速するための制度面の検討を含めた方策等を通じ、全国的に学校と地域との組織的・継続的な連携・協働体制を確立する。このため、第3期教育振興基本計画期間中に、コミュニティ・スクールと（2）の地域学校協働活動の一体的な取組をさらに加速する。
- “よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、

連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」という理念を共有し、学校のグランドデザインを地域との連携のもと作成していく。

- スクールガードリーダー（学校安全ボランティアの指導者）の活用等により、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制を整備する。
- 幅広い地域住民等の参画による子供の見守りや地域の活性化を推進するため、学校施設の有効利用、管理運営の工夫、地域住民等が集えるコミュニティスペースの整備等により、学校の地域開放を促進する。
- 教員が地域と円滑に連携・協働していく上で必要となる資質・能力を育成するため、教職課程や教員研修の充実等を図るとともに、教員を目指す学生のインターンシップにおいて、放課後子供教室、土曜学習といった地域学校協働活動への参加を促進する。

（2）地域学校協働活動の推進

- 幅広い地域住民等が参画し、郷土学習、地域行事、学びによるまちづくり、登下校の見守りといった、地域全体で子供たちの成長を支え地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するための制度面の検討を進める。地域づくりの拠点でもある公民館との連携も図りつつ、地域住民と学校をつなぐコーディネーター等の配置や研修を促進することにより、平成34年度末までに、全小中学校区をカバーして地域学校協働活動を推進する。
- 放課後や土曜日等の教育・体験・スポーツ活動を充実するため、地域住民、NPO・企業等の協力により、平成31年度末までに、教育と福祉部局等の連携を図りつつ、全小学校区（約2万カ所）で放課後子供教室（うちその半数を放課後児童クラブとの一体型）を実施するとともに、地域や企業・NPO等の多様な経験・技能を持つ外部人材の参画を促進し、全国各地における土曜日等の教育・体験・スポーツ活動を推進する。
- 未来を担う子供たちが、家庭の経済状況に関わらず、それぞれの夢にチャレンジできる社会を実現するため、地域住民、NPO・企業等の協力により学習が遅れがちな中学生・高校生等に対する原則無料の学習支援（「地域未来塾」）を、平成31年度末までに5,000中学校区（全中学校区の半数）で実施し、高校生への支援を全国展開する。

3. 地域と協働した家庭教育支援の充実

（1）地域における家庭教育支援の総合的な推進

- 全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、就学時健診、入学説明会、保護者会、参観日など多くの保護者が集まる機会を活用した学習機会の提供を行うとともに、子育てのヒントとなる情報を集約した啓発資料を作成する。
- 家庭教育支援員などの地域人材を中心とした家庭教育支援チーム（子育て経験者をはじめとする地域の人材を活用して、保護者への学びの場の提供等地域の実情に応じた多様な支援を行う体制）の組織化を支援し、学習機会の提供、親子参加型行事の企画、相談対応等、家庭や地域の状況に応じた支援のコーディネート体制を整備する。また、

保護者と同じ目線に立って寄り添う伴走型の家庭教育支援員の養成・研修を充実させ、地域に支えられた親が地域を支える支援員へと循環していく人材養成の仕組の構築を図る。

- 困難な状況にある親の社会参画のきっかけ作りとするため、地域学校協働活動のひとつとして、地域の行事や清掃活動など、親自身や親子での参加型の行事やボランティア活動等の取組を支援する。
- 家庭教育支援に関する法制度の検討を進める。

(2) 訪問型家庭教育支援の推進

- スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材を活用する等、教育と福祉の連携を図りながら訪問型家庭教育支援を一層推進する。
- 様々な事情で自ら相談の場等にアクセスすることができない家庭への訪問型支援を行うに当たっては、専門的な見地からのアプローチや事前情報の収集・分析が必要であるため、関係者間で地域の実情に応じた情報共有がスムーズに行われるよう家庭教育支援チームと学校、教育委員会、福祉部局等が連携する仕組を構築する。
- 保護者を学びの場や地域との交流の場につなぎ、保護者の教育力を高めることを重視しつつ、貧困、不登校等の様々な課題を抱えた家庭の実情に応じて、保護者からの相談への対応や適切な支援等の情報提供を行うとともに、必要に応じて専門機関への橋渡しを行う等の訪問型家庭教育支援モデルを開発する。

(3) 生活習慣づくり“早寝早起き朝ごはん”

- ライフスタイルの多様化などにより、子供たちの生活習慣の乱れが学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとして指摘されており、社会全体で子供の基本的な生活習慣改善の機運を醸成するため、啓発資料の作成や研究発表会を開催する等、子供から大人までの生活習慣づくりを地域等と連携を図りながら推進する。
- 社会的自立に向け、生活を主体的にコントロールする力を育成するために、チェックシートを活用した睡眠習慣改善の実証研究や、地域や家庭と連携した生活習慣改善の取組を実施する。

(4) 地域の教育資源を活用した体験格差の解消

- 教育格差・子供の貧困問題を解消するため、教育行政と福祉行政の連携を国・地方の双方においてより一層強化して困難を抱える親子をサポートし、図書館資源を活用した読書活動支援や高校中退者への学習支援、自然体験活動支援等の取組を推進するべく実証研究を行うとともに、全国への活動の展開方策を検討する。
- 公共図書館等の社会教育施設における職員の育成において、福祉機関等との連携・協働について学ばせるなど、教育にも福祉にも通じた人材を育成する。